

平成15年 5月25日 17時
会 場 エルシー八王子

第1回 八王子市町会自治会連合会

平成15年度

定期総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議 事
 - (1) 平成14年度 事業報告
 - (2) 平成14年度 収支決算報告
 - (3) 平成14年度 会計監査報告
 - (4) 平成15年度 事業計画(案)
 - (5) 平成15年度 予算(案)
 - (6) 役員選出
 - (7) その他
5. 閉会の辞

事業報告

自 平成14年6月8日

至 平成15年3月31日

I. 総括

長年の懸案事項であった「八王子市内の町会自治会連合会統一」問題が、6月8日に八王子市町会総連合会が発展的に解散し、八王子市中央連合町会を含めた新しい「八王子市町会自治会連合会(町自連)」を結成したことでようやく実現しスタートを切ることができた。さらに9月には浅川地区町会連合会が加わったことで、市内全域がカバーされ308町会自治会の参加で116,700世帯を擁し23の地区連合会に編成されたことは、名実共に八王子市を代表する町会自治会連合会となったのである。

私たち「町自連」の活動は、各単位町会自治会の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本としており、地区連合会同士の情報交換を始めとして広域にわたる問題を事業として進めていくことになっている。従って、地区連合会の定例会などを通じて地区毎の活動が中心となってきているが、まだ、軌道に乗っていない地区連合会があることも事実である。これからはすべての地区で毎月乃至隔月ごとの定例会が開催されるよう努力が求められる

新しい「町自連」ができたことで、更なる組織拡大を目指し未加入の町会自治会に対して「町自連の結成報告と呼びかけ」を行った。これからもあらゆる機会を通して「加入の呼びかけ」を行う必要がある。

1、設立総会

6月8日(土) 16:30～ エルシー八王子 出席者 154名

議事 (1) 設立総会までの経過説明

(2) 会則(案)

(3) 役員選出

(4) 事業計画(案)

(5) 予算(案)

(6) その他

※ 提出議案はすべて承認された。

※ 総会終了後、懇親会が開催された。

懇親会出席者 会員 118名 来賓 15名

2、管外視察研修会

11月27日(水)～28日(木)

視察地 静岡県富士宮市

研修目的 機密書類や牛乳パックのリサイクル製紙工場と環境循環型のビー

ル工場視察

※ 牛乳パックのみならずダンボールや写真の印画紙まですべて梱包のまま処理できる最新型の製紙工場で八王子市も利用している。

3、新年懇親会

1月23日(木) 18:00～ エルシー八王子

懇親会出席者 会員 100名 来賓 16名

II. 会議

1、三役会 6月11日(火)、7月9日(火)、8月13日(火)、9月10日(火)、10月8日(火)、10月23日(水)、11月12日(火)、12月10日(火)、2月17日(月)、3月11日(火)、4月16日(水)、5月6日(火)

※ 三役会の他に正副会長会議も数回開催した。

2、役員会

7月9日(火) ① 社会福祉協議会から会員募集協力をお願い

② 定例役員会日程と事務所の設置問題

③ 会費徴収について

④ 補正予算について

⑤ 設立総会・懇親会の会計報告

⑥ 八王子まつりについて

⑦ 情報公開・個人情報保護運営審議会委員の推薦

⑧ その他 ◎ 美しい八王子をつくる会からの依頼事項
◎ 環境市民会議の発足について ◎ 芸術文化財団の解散報告

8月13日(火) ① 関係機関の要請事項及び話合い

◎ 八王子まつりの協力のお礼 ◎ 第53回夢街道駅伝競走大会について ◎ 交通災害共済募集について
◎ 社会福祉協議会から「在宅福祉フォーラム」の報告

② 町自連事務所設置問題

③ 出向機関の人事問題

④ 町自連の一周年記念事業について

⑤ 八王子消防署住宅火災防火等推進協議会

⑥ その他 ◎ 国土交通省から「ゴミ持ち帰り運動」のポスター掲示と回覧の要請

9月10日(火) ① 関係機関の要請事項及び話合い

◎ 交通災害共済について ◎ 男女共同参画問題について ◎ 国民年金からのお知らせ ◎ 拠点事務所の設置について ◎ 町会連合団体研修事業補助金につい

て

- ② 一周年記念事業について
 - ③ 出向機関の人事問題
 - ④ 浅川地区町会連合会の加盟問題について <承認>
 - ⑤ 管外視察研修について
 - ⑥ 補正予算について
 - ⑦ その他 ◎ 町会自治会の組織率について ◎ 地区連合会の規模・基準など統合問題の検討要請
- 10月8日(火) ① 関係機関の要請事項及び話合い
- ◎ 夢街道駅伝競走大会について ◎ 町会連合団体研修事業補助金の申請について
 - ② 一周年記念事業について
 - ③ 管外視察研修会について
 - ④ 浅川地区連合会について
 - ⑤ 甲州街道クリーンデーについて
 - ⑥ 地区連合会のあり方について
 - ⑦ その他 ◎ 交番の無人化問題 ◎ ホームレス住みつき問題
- 11月12日(火) ① 関係機関の要請事項及び話合い
- ◎ 公園清掃謝礼打ち切りと里親制度化 ◎ 交通災害共済について ◎ 環境市民会議への参加要請
 - ② 一周年記念行事について
 - ③ 浅川地区連合会について
 - ④ 社会福祉大会の後援団体となる件
 - ⑤ 出向機関の役割分担と報告
 - ⑥ 地区連合会の報告
 - ⑦ その他 ◎ 美しい八王子をつくる会からのお願い
- 12月10日(火) ① 関係機関の要請事項及び話合い
- ◎ 自主防災組織の結成要請 ◎ 交番及び駐在所の不在問題 ◎ つきまとい防止条例について
 - ② 出向機関委員選出について
 - ③ 管外視察研修について
 - ④ 新年懇親会について
 - ⑤ 出向機関の報告
 - ⑥ 地区連合会の報告
 - ⑦ その他 ◎ 連合会の略称について「町自連」と決定 ◎ 暴走族追放条例制定に向けての懇談会報告 ◎ 環境推進会議の報告
- 1月23日(木) ① 関係機関の要請事項及び話合い
- ◎ 夢街道駅伝について

- ② 管外視察研修会の会計報告
 - ③ 新年懇親会の打合せ
 - ④ 2月の役員会日程変更
 - ⑤ NHKの新番組について
 - ⑥ デジタル放送への切り替えについて
 - ⑦ その他 ◎ 交通事故死増加に伴う取り組みについて
- 2月17日(月)
- ① 関係機関の要請事項及び話し合い
 - ◎ 市事務所問題について ◎ 交通災害共済について
 - ② テレビ放送のデジタル化に伴う問題
 - ③ 新年懇親会の会計報告
 - ④ 出向機関の人事問題
 - ⑤ 交通事故の抑止対策について
 - ⑥ 定期総会の日程について
 - ⑦ 地区連合会の報告
 - ⑧ その他 ◎ 美しい八王子をつくる会からの依頼事項
 - ◎ 八王子安協からのお知らせ ◎ 夢街道駅伝の件
- 3月11日(火)
- ① 関係機関の要請事項及び話し合い
 - ◎ 夢街道駅伝の報告 ◎ 火災死防止緊急対策について ◎ なんでも鑑定団公開録画のお宝募集協力依頼
 - ② 本庁管内の地区連合会の再編成について
 - ③ 平成15年度の町会自治会長の名簿提出について
 - ④ 定期総会の準備日程について
 - ⑤ 役員会の日程変更について
 - ⑥ 出向機関の人事問題
 - ⑦ 出向機関の報告
 - ⑧ 地区連合会の報告及び要望
 - ⑨ その他 ◎ 美しい八王子をつくる会の要請事項 ◎ 八王子安協からの依頼事項

平成14年度 決算報告書

自 平成14年 6月 8日

至 平成15年 3月31日

収入総額 6, 246, 762円

支出総額 5, 494, 793円

差引残高 751, 969円

【収入の部】

△=予算比増加

単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	会費	776,594	816,942	△ 40,348	23地区 308町会自治会 116,706世帯
2	特別会費	1,680,000	2,940,000	△ 1,260,000	総会 = 952,000 研修会=1,156,000 新年会= 832,000
3	雑収入	406	467,135	△ 466,729	東京都市町村組合=466,964 受取利息= 171
4	譲渡金	2,022,685	2,022,685	0	町総連より
	合計	4,479,685	6,246,762	△ 1,767,077	

【支出の部】

△=予算比増加

単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	総会費	1,105,000	1,055,617	49,383	資料・親会(118名)
2	事業費	747,000	2,095,169	△ 1,348,169	研修会(62名)・新会(116名)
3	会議費	84,600	38,443	46,157	飲物他
4	通信費	96,200	35,120	61,080	電話・葉書・郵便
5	事務費	329,500	288,851	40,649	コピー・リース・事務用品・振込手数料
6	渉外費	150,000	195,000	△ 45,000	各種団体会費等
7	交通費	30,000	8,720	21,280	
8	慶弔費	20,000	91,393	△ 71,393	祝儀・香典・見舞金
9	予備費	217,385	7,170	210,215	駐車代・書類雑費等
10	特別積立金	1,500,000	1,500,000	0	
11	備品他	200,000	179,310	20,690	机・椅子・看板他
	支出小計	4,479,685	5,494,793	△ 1,015,108	
	繰越金	0	751,969	△ 751,969	
	合計	4,479,685	6,246,762	△ 1,767,077	

【特別会計決算書】

単位=円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	特別積立金	1,500,000	1,500,000	0	一般会計より繰入

上記の通り報告致します。

会長 田中 好雄 印
 会計 城所 邦夫 印
 林 泰男 印

上記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成15年4月8日

会計監査 小山 正雄 印
 原島 英夫 印

平成 15 年度 事業計画（案）

私たち「町自連」は、八王子市の町会自治会を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を市民に提供して利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、各単位町会自治会の自主性を尊重し地区連合会の活動を基本に、地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業を取組む事とする。

1. 交通安全・防犯・防火等各種団体との連携を密にして、市民生活の向上と防災思想の普及強化を図る。
2. 青少年の健全育成活動を推進する。
3. 高齢化社会へ対応し福祉活動を推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化を図る。
5. 「町自連」の組織強化を図る。

平成15年度予算（案）

自 平成15年4月 1日
至 平成16年3月31日

【収入の部】

△=前年予算比増加 単位=円

No.	項 目	予 算 額	前年予算額	前 年 比	摘 要
1	会 費	816,900	776,594	△ 40,306	23地区 116,700世帯
2	特別会費	2,940,000	1,680,000	△ 1,260,000	管外研修費等
3	協力費	466,800	0	△ 466,800	交通災害共済協力費計上
4	雑収入	331	406	75	
5	譲渡金	0	2,022,685	2,022,685	
6	繰越金	751,969	0	△ 751,969	
	合計	4,976,000	4,479,685	△ 496,315	

【支出の部】

△=前年予算比増加 単位=円

No.	項 目	予 算 額	前年予算額	前 年 比	摘 要
1	総会費	1,040,000	1,105,000	65,000	
2	事業費	2,100,000	747,000	△ 1,353,000	管外視察研修費等
3	活動費	120,000	0	△ 120,000	
4	連絡費	154,000	0	△ 154,000	地区連合会内の連絡費
5	会議費	100,000	84,600	△ 15,400	
6	通信費	106,000	96,200	△ 9,800	
7	事務費	353,000	329,500	△ 23,500	
8	渉外費	200,000	150,000	△ 50,000	前年実績を考慮
9	慶弔費	100,000	20,000	△ 80,000	前年実績を考慮
10	交通費	30,000	30,000		
11	備品費	250,000	200,000	△ 50,000	パソコン購入
12	雑費	7,000	0	△ 7,000	振替手数料等
13	予備費	416,000	217,385	△ 198,615	会費納入前の費用その他
14	特別積立金	0	1,500,000	1,500,000	みずほ銀行八王子支店
	合計	4,976,000	4,479,685	△ 496,315	

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)
第 1 条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目 的)
第 2 条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

(構 成) 第2章 組織・運営
第 3 条 本会は、八王子市内の町会・自治会を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。
2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

(事 業) 第3章 事 業
第 4 条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 町会・自治会の自主性の確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
(2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
(3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
(4) その他、本会において必要と認めた事業。

(役 員) 第4章 役 員
第 5 条 本会に次の役員を置く。
(1) 会 長 1 名
(2) 副 会 長 若干名
(3) 会 計 2 名
(4) 監 事 2 名
(5) 地区連合会長 26名以内

(職 務)
第 6 条 役員の仕事は次の通りとする。
(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
(3) 会計は、本会の会計を処理する。
(4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
(5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)
第 7 条 役員の出選方法は次の通りとする。
(1) 役員は地区連合会長を以て充てる。
(2) 会長・副会長・会計・監事は、地区連合会長会に於いて選考し総会にて決定する。

(専門部)
第 8 条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる。

(任 期)
第 9 条 役員の出選は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。
2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)
第 10 条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。
2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

(会 議) 第5章 会 議
第 11 条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。
2. 会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総 会)
第 12 条 総会は、町会長・自治会長を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨

- 時に開催することができる。
2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認めた事項
 3. 総会の議長は、町会長・自治会長の中から選出する。
 4. 総会はすべて町会長・自治会長の2分の1以上の出席（委任状を含む）により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(三役会)

- 第 13 条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。
2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
 3. 三役会は、構成員の過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

- 第 14 条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。
2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。
 3. 役員会は、構成員の過半数の出席を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(事務局)

第6章 事務局

- 第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。
- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
 - (2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は、町会長・自治会長以外から選任することができる。

(会計)

第7章 会計

- 第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。
- 第 17 条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

- 第 18 条 この会則は、平成14年 6月 8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。
2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

地区連合会規程

- 第 1 条 会則第 3 条による地区連合会は次の通り区分する。
 第 2 条 本庁地区は分割し、その他は市事務所を単位とする。
 第 2 条 前条に基づき次の通り設定する。

①	中部地区連合会	7	喰・能
②	東部地区連合会	1	1
③	元横地区連合会	6	
④	東南部地区連合会	8	
⑤	中央部地区連合会	2	
⑥	南部地区連合会	1	1
⑦	千人町地区連合会	3	
⑧	西部第一地区連合会	6	
⑨	西部第二地区連合会	3	
⑩	西部第三地区連合会	5	
⑪	西部第四地区連合会	3	
⑫	本町地区連合会	3	
⑬	中央地区連合会	2	4
⑭	東北地区連合会	1	3
⑮	浅川地区連合会	2	2
⑯	由木地区連合会	1	7
⑰	横山地区連合会	3	3
⑱	元八地区連合会	3	4
⑲	恩方地区連合会	3	1
⑳	川口地区連合会	1	8
㉑	加住地区連合会	1	4
㉒	由井地区連合会	1	6
㉓	北野地区連合会	1	9

町会・自治会合計 309

- 第 3 条 付 則
 この規定は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。
 2. 平成 14 年 9 月 10 日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。

分担金規程

- 第 1 条 会則第 16 条に基づく町会・自治会の分担金は総会に於いて決定する。
2. 1 世帯当たり年額 7 円とする。
- 第 2 条 前条の分担金の算出は、前年度町会自治会長名簿の世帯数を基本とする。
- 第 3 条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会を通じて 7 月末日迄に郵便振替にて納入する。
- 付 則
- 第 4 条 この規定は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。

弔慰金規程

- 第 1 条 本会の町会長・自治会長が次に該当する時には、見舞金あるいは香典・花環を贈ることができる。
- 第 2 条 見舞金及び弔慰金の内容は次の通りとする。
(1) 病気または事故により 1 ヶ月以上の入院加療を要する場合は、見舞金として 1 万円。
(2) 不慮の災害による現居住家屋の焼失または損壊の場合は、損害の程度により役員会の協議の上見舞金額を決定する。ただし、緊急を要すると会長が認めた時は事後報告に替えることができる。
(3) 死亡の場合は、1 万円の香典及び花環 1 基。
- 第 3 条 連絡方法については次の通りとする。
(1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。
(2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
(3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。
- 付 則
- 第 4 条 この規定は、平成 14 年 6 月 8 日から施行する。